

中四国統括支部スクエアダンス講習会 実施規程

(名 称)

第 1 条 講習会は、「中四国統括支部スクエアダンス講習会（中国地区）」および「中四国統括支部スクエアダンス講習会（四国地区）」とし、頭にその回数をつけ名称とする。

- ② 主催者名及び共催者名は、第 9 条の検定申請書で発行される「名義使用承諾書」に記載された名称・主催者名及び共催者名を使用する。

(主 催)

第 2 条 公益社団法人日本フォークダンス連盟の各県支部（以下「FD 県支部」という）の主催、もしくは一般社団法人日本スクエアダンス協会中四国統括支部（以下「統括支部」という）との共催とする。

(主 管)

第 3 条 中四国統括支部区域内の県スクエアダンス連絡協議会（以下「県連」という）が主管する。

(開 催)

第 4 条 中国地区、四国地区、各々年 1 回開催する。ただし、全日本スクエアダンスコンベンションを主管する年、もしくは統括支部長が開催困難と認めたときは、講習会を中止することが出来る。

- ② 毎年、10 月を目安に開催する。
- ③ 開催期間は、1 泊 2 日を原則とする。（宿泊なしの参加も可能）

(主管上の手続き)

第 5 条 原則として、本統括支部区域内の、県連持ち回り開催とする。

- ② 主管する県の総務委員は、原則として開催日前年 3 月に開催される総務委員会までに、担当の受諾と開催地、開催日時を報告し、総務委員会の承認を得なければならない。但し、当該県連が開催不可能な場合、開催日から 1 年以上前に統括支部長にその理由を報告し、統括支部長は総務委員会の承認を得て、速やかに代替えの県連を決定しなければならない。
- ③ 主管する県の総務委員は、開催日前年の 11 月に開催される総務委員会に「開催骨子案」を提出し、その承認を得なければならない。
- ④ 主管する県の総務委員は、開催年の 3 月に開催される総務委員会に「開催要項案」を提出し、その承認を得なければならない。

(公認指導者検定)

第 6 条 主管県連は、講習会で可能な限り「公認指導者検定（3 級・4 級）試験」を実施する。

- ② 検定試験官は、1 級有資格者 1 名以上を含む 1・2 級の有資格者 3 名（必要に応じて最大 5 名）で行うことを基本とする。
- ③ 主管は、「検定筆記試験問題」「解答書」を当該 FD 県支部もしくは中四国統括支部技術委員会に依頼する。
- ④ 指導の手引き・試験問題集を希望する参加者のため、主管は「講習会参加申込書」に希望欄を設け、当日までに取り寄せる。

(講師選定)

第 7 条 本講習会の講師は、県を超えた受講生に対しての講習となるので、日本フォークダンス連盟公認指導者資格 2 級以上を取得した講師を選定する。

(全体講義)

第 8 条 主管県連は、フォークダンス県支部長もしくは検定委員長に、スクエアダンス講習会の全体講義講師を依頼することが出来る。

(フォークダンス県支部申請手続き)

第 9 条 主管県連もしくは総務委員は、事前に当該 FD 県支部へ下記の書類を提出し、申請手続きをする。

* 指導者資格基準となる講習会の承認についてのお願い 《様式 1》

* 支部講習会・研修会検定申請書 《様式 2》

* 共催・後援 名義使用承諾申請書 《様式 3》

* 講習会開催要項 《例 1》

* 予算書 《例 2》

* その他 FD 県支部が必要とする書類

② FD 県支部の「年間活動計画」に記載される必要があるため、その前年度、FD 県支部事務局へ申請する。なお、FD 県支部によっては申請書名・様式・種類が異なる場合があるので、各々 FD 県支部へ確認を要する。

(助成金)

第 10 条 主管は、中四国統括支部スクエアダンス講習会を開催する場合、総務委員会の承認を経て、1 回の講習会につき 50,000 円の統括支部助成を受けることが出来る。

② コーラーコースを設ける場合は、総務委員会の承認を経て、1 コースにつき 30,000 円の統括支部助成を受けることができる。(例：A1・A2 コースを設定した場合は 60,000 円)

③ 主管は、上記統括支部助成金以外の助成を請求する場合、開催日前年 11 月に行われる総務委員会にて、その審議を経て統括支部長名で請求しなければならない。

(事務局費)

第 11 条 統括支部は、主管する県連に「事務局費」として 30,000 円を支払う。

(音響機材借用費)

第 12 条 統括支部は、SD 講習会で使用する音響機材（予備機材含む）を借用した場合は、1 つの講習会で、機材 1 セットの額として 5,000 円を支払う。

(講師謝金)

第 13 条 講師への謝金は源泉所得税を含む額とし、必ず統括支部を経由し、日本スクエアダンス協会事務局から所轄税務署へ納税する。

② 講師謝金の領収書は、日本スクエアダンス協会所定の領収書（支払明細書付）《様式 9》を使用する。

(講習会の報告及び保管)

第14条 講習会を主管する県連は、当該講習会終了後、速やかに下記の報告を行う。

② 当該FD県支部への報告(2週間以内)

- * 共催・後援 行事実施報告書 《様式9》
- * 第〇〇回中四国スクエアダンス講習会決算報告書 《様式10》
- * 講習会の募集要項 《例1》
- * 講習会のしおり(レジュメ) - 参加者名簿は最終的な参加者に修正
- * 検定試験結果の報告 《様式8》
- * 県検定委員会へ、受験料ならびに資格検定会計報告
- * その他FD県支部が必要とする書類

③ 統括支部長への報告

- * 第〇〇回中四国スクエアダンス講習会決算報告書 《様式10》
- * 当該講習会のしおり(レジュメ) - 参加者名簿は最終的な参加者に修正
- * 検定試験結果の報告 《様式8》
- * 以上報告書類は統括支部事務局で保管し、必要と認められた場合に閲覧できる状態にする

④ 講習会終了後、各コースの講習状況・内容・感想等を記入した報告書《様式5》を、各講師から受けとり、統括支部事務局へ提出する。

付 則

(特別決議)

第15条 この中四国統括支部スクエアダンス講習会実施規程を変更するには、総務委員総数の3分の2以上が出席した総務委員会にて、4分の3以上の議決権をもって可決しなければならない。

(中四国統括支部スクエアダンス講習会開催マニュアル)

第16条 中四国統括支部スクエアダンス講習会として適切かつ円滑な講習会を安定して企画・実施を行うため、別に定める「中四国統括支部スクエアダンス講習会開催マニュアル」に沿った、企画・実施を行うよう推奨する。

一般社団法人 日本スクエアダンス協会 中四国統括支部

2020年7月1日制定